## 「東京電力第三者検証委員会報告書」について

民進党幹事長 枝野幸男

6月16日に発表された「東京電力第三者検証委員会報告書」は、清水社長が『炉心溶融』という言葉を使わないよう社内に指示した背景として、

- 官邸からの要請であったものと推認し、
- 特に菅総理(当時)または官房長官であった当職が要請したと受け止められ かねない内容を記述している。

しかしながら、菅総理及び当職から、清水社長に対してはもとより、いかなる場面においても『炉心溶融』という言葉を使わないよう指示又は要請した事実はなく、十分かつ公平・公正な調査に基づくことなく、当職の信用を毀損させかねない報告書を発表したことは、著しく不適切である。

すなわち、

1. 「第三者」検証委員会と称しながら、その内容は、当事者である東京電力関係者の説明、釈明を整理要約したに過ぎない。特に、官邸の要請を推認し、菅総理及び当職の関与を示唆しておきながら、両名をはじめとする東京電力の部外者に対する聞き取りなどはなされておらず、東電による一方的な釈明をならべたものとなっている。にもかかわらず、「第三者」性があるかのごとく印象付けているのは、はなはだ不誠実である。

当該第三者委員会が、菅総理や当職に対し、任意の協力要請などを一切おこなっていないのはなぜなのか。「権限」がないなどと釈明しているようであるが、当職らが、一般財団法人日本再建イニシアチブによるいわゆる民間独立検証委員会など「権限」のない検証作業にも協力してきていることは、公知の事実であり、幅広い十分な調査をする意思がなかったことを糊塗しているにすぎない。

2. 当該報告書によると、当職や菅総理が清水社長等と面談したのは、3月13日の午後2時ころとされている。しかし、当職は、当日の午前11時からの記者会見において、炉心溶融の可能性について問われ、「これは十分可能性があるということで、当然、炉の中だから確認できないが、その想定のもとに対応している。」と述べている。わずか3時間程度前に、みずから『炉心溶融』の可能性を記者会見で認めながら、その言葉を使わないように指示又は要請するというのは考えられない。

この事実は、いわゆる民間独立検証委員会の報告書や、いわゆる国会事故調の報告書にも明記されている。特に、中立性が高いとされる国会事故調の報告書は、「官邸は『炉心溶融』という表現自体に異を唱えたものとは思われない。」と記述している。今回の東電第三者委員会報告書は、こうした調査報告書など

と整合しない。にもかかわらず、当事者への聞き取りも、新たな事実の指摘も、 合理的な説明もないまま取りまとめたことは、不十分かつ一方的なものと言わ ざるを得ない。

- 3. 当該報告書は、「官邸側」から要請を受けたと推認しながら、「官邸側」の誰から具体的にどのような指示ないし要請を受けたかを解明するには至らなかったとしている。誰がどう指示したのかわからないと言いつつ、一方で東京電力の当事者の証言のみに依拠して指示又は要請を推認するのは、事実認定の在り方としてはなはだ不誠実である。
- 4. 今回の「第三者」委員会のメンバーとされる佐々木善三弁護士は、舛添都知事の疑惑調査や小渕優子経済産業大臣の疑惑調査を担当し、その「第三者性」に疑問の声が上がっている人物である。「第三者」委員会のメンバーが真に第三者性を有しているのか、少なくとも、本調査までの委員会メンバーと東京電力との関係の有無や、今回の調査についての委託内容について明らかにする必要がある。

このように、東京電力及び「第三者」委員会の対応は、当職及び菅元総理の信用 と名誉を毀損するものであり、当職が民進党の幹事長の職にあることから、民進党 の信用をも毀損する。特に、東京電力と民進党とでは、原子力政策で立場が異なる 中、参議院議員選挙を目前に、このような不誠実な調査結果と称するものを公表す ることは、選挙妨害との疑いも免れない。

また、「第三者」委員会の調査は、恣意的で、少なくとも弁護士として求められる適切公正な調査をなしえていない過失が存在するとの疑義を免れない。

よって民進党は、顧問弁護団と協議の上で、東京電力と「第三者」委員会への法的措置も含め、公平・公正な事実関係の解明に向けた対応に着手する。

以上